

目黒区地域防災計画の修正について

1 目黒区地域防災計画の修正経緯

本区では、これまで平成27年1月に目黒区地域防災計画の修正を行い、この計画に沿って様々な防災対策を進めてきたが、国・東京都及び災対各部の施策の進捗や防災対策の見直し等に伴い、平成29年3月1日に開催の目黒区防災会議において、以下のとおり目黒区地域防災計画を修正した。

2 目黒区地域防災計画の主な修正概要

(1) 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定による、災害対策基本法第56条の市町村長による避難準備及び第60条の市町村長による避難勧告・指示について、ガイドラインに規定する名称が変更されたことに伴い、避難に関する記載の該当部分の名称を修正した。

避難情報の名称

(変更前)

(変更後)

「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」

「避難勧告」 → 「避難勧告」

「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」

(2) 国が平成28年に「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定し、被災地からの要請を待たずに国が被災地に物資を緊急輸送する（これをプッシュ型支援と呼ぶ。）こととしたことに伴い、該当部分の修正を行った。

(3) その他

施策の進捗状況、文言の整理、社名変更、組織改正、東京都地域防災計画との整合等に伴う関連部分の修正を行った。

以 上